

一般社団法人八日市まちづくり公社 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人八日市まちづくり公社と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県東近江市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市内における都市機能の向上と地域振興及びその他まちづくりのために必要な事業を行い、快適で個性豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 まちづくりに関する調査研究及び情報提供
- 2 都市計画、観光開発、土地及び建物の有効利用に関する調査、計画、運営、設計及びコンサルティング
- 3 中心市街地活性化に関する施設の整備及び運営
- 4 中心市街地整備推進機構に関する事業
- 5 公共施設の管理運営
- 6 商店及び商店街の販売促進のための事業並びに商業振興を図るための企画、調査、運営、指導及び情報提供
- 7 商店及び地域振興のための組織の一般事務処理、文書作成等の受託
- 8 地域活性化を図るための事業企画、立案、コンサルティング
- 9 各種イベント、セミナーの企画、運営及びチケット等の販売
- 10 広告、宣伝に関する企画及び制作
- 11 オリジナル商品の企画及び販売
- 12 書籍、印刷物の企画、制作、出版及び販売
- 13 宿泊業、観光情報の提供及びツアーの企画、運営
- 14 飲食店の経営、食料品、衣料品、日用雑貨品、観光おみやげ品、たばこ及

び酒類の販売、情報処理及び情報提供サービス業

- 1 5 宅配便業
- 1 6 小売電力事業
- 1 7 電力の売買業務及び売買の仲介業務
- 1 8 発電及び電力の供給業務
- 1 9 損害保険、生命保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
- 2 0 コミュニティバスの運行
- 2 1 不動産の売買、交換、賃貸借及び仲介並びに所有、管理
- 2 2 駐車場、駐輪場の企画、建設、管理及び運営
- 2 3 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、事業に賛同する個人、法人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となつた者をもつて構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(任意退社)

第7条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意に退社することができる。

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によつて当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第9条 前二条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が死亡、廃業又は解散したとき。

(社員名簿)

第10条 この法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(決議)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 事業の全部譲渡
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 不可欠財産の処分承認
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎年5月に開催するほか、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 前2項の規定にかかわらず、特別の利害関係を有する社員は、社員総会の決議に加わることができない。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事の中から、1名を代表理事、1名以上2名以内を副代表理事及び1名を専務理事として置くものとする。

3 副代表理事、専務理事及び特定の業務を担当するため理事会の決議によって選定されたものをもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、法令及びこの定款で定めるところにより、その業務を分担執行する。

4 専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐し、法令及びこの定款で定めるところにより、その業務を分担執行する。

5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求めこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間

備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
(剰余金)

第34条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産)

第35条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(解散時の手続)

第38条 この法人は、社員総会において、解散を決議した場合、その解散手続きは東近江市が責任をもって行う。

第9章 委員会

(委員会の設置)

第39条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、社員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第42条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第43条 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事	田中	敏彦
設立時理事	高村	潔
設立時理事	二橋	省之
設立時理事	前田	範夫

設立時理事 松吉 容史

設立時理事 堤 吉男

設立時理事 木村 義也

設立時監事 堤 利夫

設立時監事 野口 太司

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第44条 この法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

- (1) 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
滋賀県東近江市
- (2) 滋賀県東近江市八日市東浜町1番5号
八日市商工会議所
- (3) 滋賀県東近江市八日市町12番12号
八日市大通り商店街振興組合
- (4) 滋賀県東近江市八日市本町13番6号
本町商店街振興組合
- (5) 滋賀県東近江市八日市本町2番13号
八日市駅前近代化協同組合
- (6) 滋賀県東近江市八日市浜野町3番1号
八日市商業開発協同組合
- (7) 滋賀県東近江市札の辻二丁目13番22号
株式会社シガ建装
- (8) 滋賀県東近江市八日市金屋一丁目3番3号
株式会社二橋商店

(法令の準拠)

第45条 この定款に規定のない事項は、全て一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人八日市まちづくり公社を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成28年3月29日

設立時社員 滋賀県東近江市 市長 小椋 正清

同 八日市商工会議所 会頭 田中 敏彦

同 八日市大通り商店街振興組合 代表理事 前田 範夫

同 本町商店街振興組合 代表理事 松吉 容史

同 八日市駅前近代化協同組合 代表理事 梅辻 寛

同 八日市商業開発協同組合 代表理事 堤 吉男

同 株式会社シガ建装 代表取締役 高村 潔

同 株式会社二橋商店 代表取締役 二橋 省之

附 則

- 1 改定後のこの定款は、令和4年3月24日から施行する。